平成16年度における書面投票の方法等について

1. 趣旨

「技術基準策定プロセスの見直し等について」で述べたとおり、公正性、公平性、公開性を重視した基準策定プロセスとするために、協会においても平成 16年度から性能規定化された規制基準の受け皿としての詳細基準の制定、改正等については、日本機械学会等の例を参考に、その議決にあたって書面投票を採用することとし、原則として以下の手続きによる。

2.書面投票の方法等について

(1)議決

委員長(又は部会長)は、委員会(又は部会)で十分な意見交換が行われたことを確認し、出席委員の過半数の了解のもと、委員による議決に入ることができる。

技術基準の制定、改正等の議決は書面投票によることとする。

(2)投票の方法等

委員総数の5分の4以上の投票をもって投票が成立するものとする。 投票は賛成、意見付反対、意見付保留により意思表明を行う。

投票の締め切りは原則上記(1)の議決後10日以内とする。

書面投票の結果、意見付反対票がない場合、3分の2以上の賛成票を もって当該議案の可決とする。3分の2以上の賛成票が得られない場合 は、その処置を委員会(又は部会)で審議する。

書面投票の結果、意見付反対票があった場合、当該議案を可決とせず 対応案について再度委員会(又は部会)で審議、挙手により3分の2以 上の承認のもと、挙手による議決を行い3分の2以上の賛成により、当 該議案を可決とする。

(3)上記手続きによる議決

上記の手続きは、委員会及び部会における公衆審査(パブリックコメント)にかける技術基準(案)の議決について適用する。